

収入金額と必要経費を証明する書類を必ず添付してください。

市 民 税 年度分 県 民 税 （国民健康保険税） 申告書

（分離課税等用）

フリガナ		課税番号	
氏 名	マイナンバー（個人番号）を忘れずに！	個人番号	
生 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	自宅・勤務先・携帯

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	A収入金額	B必要経費	C差引金額 (A-B)	D特 別 控除額	所得金額 (C-D)
1	土地・建物などの資産を譲渡した所得がある場合に記入します。 * 資産を譲渡した年の1月1日時点で、その資産の保有期間が 5年以下 → 「短期」 5年超 → 「長期」 * 短期譲渡で、国や地方公共団体に譲渡したり、収用交換等により譲渡したもの → 「軽減分」 * 長期譲渡で、優良住宅地造成等のために譲渡したもの					
特例適用条文						

収入金額	短期譲渡	一般分	ス	
	軽減分	セ		
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ	
		優良住宅地等に係る譲渡	タ	
		居住用財産の譲渡	チ	
		一般株式等の譲渡	ツ	
	上場株式等の譲渡	テ		
	先物取引	ト		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目	A収入金額	B必要経費	所得金額 (A-B)
4	事業譲渡			
	事業譲渡			
	事業譲渡			
特例適用条文				

所得金額	短期譲渡	一般分	②9	
	軽減分	③0		
	長期譲渡	一般の譲渡	③1	
		優良住宅地等に係る譲渡	③2	
		居住用財産の譲渡	③3	
		一般株式等の譲渡	③4	
	上場株式等の譲渡	③5		
	先物取引	③6		

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 = A - (給与所得控除額 + (B - 給与所得控除額 × 0.5)) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

一般株式等の譲渡	③4	
上場株式等の譲渡	③5	
先物取引	③6	

6 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額 (A - B - C - D)	
退 職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引金額 (A - B)	所得金額 (C × 1/2)
	円	年 月 間	☐ 一般 ☐ 障害	円	円	円

※退職所得に対する市・県民税は、原則として退職した日の属する年の1月1日現在に住所を有していた市町村で特別徴収されます。その場合、この申告書で申告する必要はありません。